

# 議案第 31 号 三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定の概要について

## 1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正が行われることに伴い、関連する三田市手数料条例の項目について改正しようとするもの。

## 2 関係法令

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）  
（改正後：マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号））

## 3 内容

- (1) 建築基準法施行令の改正に伴う項ずれの修正。
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う法律名の変更及び特例許可に係る規定の変更に伴う修正。

## 4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 5 予算措置

新年度予算に影響はない